

北海道建設業審議会

第1回 品確法取組方針等検討専門委員会

議事録

日 時：平成27年3月18日（水）13時30分～
場 所：かでの2・7 10階 1040会議室

事務局（田中課長）

時間となりましたので始めさせていただきます。
本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
私は、北海道建設部建設政策局建設管理課技術管理担当課長の田中でございます。北海道建設業審議会の品確法取組方針等検討専門委員会の事務局を担当させていただいております。
しばらくの間、私の方で進行させていただきますので、よろしく申し上げます。
それでは、議事に先立ちまして、北海道建設部建設業担当局長の小林よりご挨拶申し上げます。

小林建設業担当局長

北海道建設部建設業担当局長の小林でございます。よろしく申し上げます。
第1回品確法取組方針等検討専門委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、何かとご多用のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
皆様には、日頃から道政の推進にご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。
また、このたび、専門委員会の委員をお引きいただきまして重ねて深く感謝申し上げます。
さて、東日本大震災の発生から4年が経過いたしました。その後も集中豪雨や暴風雪、火山噴火といった自然災害が全国各地で発生しているところでございます。こうした中、建設業は震災からの復興事業をはじめ、防災対策やインフラの老朽化対策や維持管理等の地域の安全安心を守る上で大変重要な役割を担っており、改めて認識をしているところであります。
しかしながら、本道の建設業は、これまでの建設投資額の大幅な減少等から、若年労働者の入職が大きく減少しており、こうした状況が続きますと、技術技能の継承が困難となり、公共工事の品質確保等、建設業本来の役割が果たせなくなることの懸念されているところであります。
このような中、建設業を取り巻く課題に対応するため、昨年6月に品確法等が改正されたところでありまして、道ではこのたび、一連の改正等を受けまして、現行の公共工事の品質確保に関する北海道取組方針を見直す必要があると考えまして、本委員会を設置させていただいたところでございます。
これから、委員の皆様のご意見をいただきながら、道として公共工事の品質確保の促進に関する基本的な方針につきまして、本年秋頃のとりまとめを目指しまして、見直しに取り組んでいきたいと考えているところでございます。
本日は、委員の皆様にならぬ新たな取組方針の構成等につきまして、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（田中課長）

最初に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。
本日の配布資料は、事前に送付させていただいた資料から一部修正させていただいている部分がありますのでご了承願います。
それでは、配布資料の確認をさせていただきます。
まず、本日の議事次第、次に右肩の[1]とありますのが委員名簿、次に[2]が本日の出席者名簿、次に[3]が配席図、次に[4]審議会条例・施行規則となっております。
さらに、本日の議事に係る資料として、資料1～資料5と「道の取組方針」や「品確法」等の参考資料として、参考資料1～参考資料5を配布させていただいております。
もれ等、ございませんでしょうか。
それでは、本日は、北海道建設業審議会の品確法取組方針等検討専門委員会委員に就任いただきましてから、最初の委員会でございますので、私から委員の皆様をご紹介します。
先ほどの右肩に[1]とある委員名簿の順にご紹介させていただきます。

最初に、学識経験者として

小樽商科大学商学部 教授 石黒 匡人 様でございます。

北海道大学大学院 公共政策学連携研究部 准教授 高野 伸栄 様でございます。
次に、民間有識者として

一般社団法人中小企業診断協会北海道支部 常任理事 安達 陽子 様
でございますが本日は、ご都合により欠席されております。
次に、建設業団体から

一般社団法人北海道建設業協会 副会長 川島 崇則 様でございます。

一般社団法人北海道建設業協会 理事 宮永 雅己 様でございます。

次に建設コンサルタント団体から

一般社団法人建設コンサルタンツ協会 北海道支部

品質向上推進ワーキング主査 篠田 孝志 様でございます。

最後になりますが、市町村から

岩見沢市 企画財政部 契約検査担当次長 砂田 英一 様でございます。

引き続きまして、事務局の職員を「席の順」に紹介いたします。

- ・建設部 建設政策局 建設管理課長の板谷です。
- ・同じく 建設管理課建設業担当課長の植田です。
- ・同じく 建設管理課主幹の木村です。
- ・同じく主幹の折谷です。
- ・同じく主幹の蛭川です。
- ・同じく主幹の早川です。
- ・同じく主幹の鷲頭です。

- ・建設部 建築局 計画管理課主幹の西澤です。
- ・農政部 農村振興局 事業調整課主幹の富岡です。
- ・同じく主幹の大崎です。
- ・水産林務部 総務課主幹の矢本です。

なお、本専門委員会は、昨年10月29日の審議会において、北海道建設業審議会条例第7条の規定に基づく部会として設置が了承されており、審議会から付託された「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」の見直しに係る事項を調査審議するもので、審議会の会長の指名する委員をもって組織されております。

部会の名称につきましては、審議会の会長と相談のうえ、平成19年度と同じく「品確法取組方針等検討専門委員会」とさせていただいております。

また、本専門委員会は、道が定める「附属機関の設置及び運営機関の基準」に従いまして、公開とさせていただきますとともに、議事録につきましても、道のホームページで公開することになってございますので、委員の皆様には、あらかじめ、ご了承をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思いますのですが、ここからは着席して、引き続き、進行させていただきますと思います。

本日の最初の議事1)の委員長(部会長)の選任についてでございますが、北海道建設業審議会条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、委員の皆様のご互選となっております。

委員長に立候補又は、ご推薦はございますか？

砂田委員
事務局(田中課長)

(事務局一任の声)
事務局一任の聲がございましたので、事務局の方から提案させていただくことで、よろしいでしょうか。

委員全員

(異議なしの声)

事務局(田中課長)

それでは、委員長につきましては、小樽商科大学の石黒委員にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

委員全員 (意義なしの声)

事務局(田中課長) 委員の皆様のご賛同をいただきましたので、委員長は、石黒委員と決定させていただきます。石黒委員長には、委員長席にご移動をお願いいたします。

早速でございますが、北海道建設業審議会条例施行規則第3条第3項の規定に基づき、委員長に事故があるときの対応として、委員長の職務を代理する者を委員の方々の中からあらかじめ委員長が指名することとなっておりますのでお願いします。

石黒委員長 高野委員をお願いします。

事務局(田中課長) 高野委員よろしく申し上げます。

それでは、委員長よりご挨拶いただき、その後の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

石黒委員長 小樽商科大学の石黒です。

この委員会は、昨年10月に開催された北海道建設業審議会にて本専門委員会の設置が了承され、本日、第1回目の開催ですが、北海道における公共工事の品質確保の促進を図るため、平成19年8月に策定しました「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」の見直しに関する委員会でありますので、改正品確法等を踏まえ、道の取組の基本的な方針について、今後、皆様と議論を深めてまいりたいと存じます。

忌憚のないご意見をいただければと思います。

これから、どうぞよろしく申し上げます。

早速、議事を進行していきたいと存じます。

本日は、事務局から取組方針の工程(案)、品確法等の改正概要、現行の道の取組方針について、説明を受けた後、新たな取組方針の構成案等について、議論を進めたいと考えております。

それでは、議事の2)【取組方針の見直し工程(案)について】、事務局から説明をお願いします。

事務局(折谷主幹) 建設部 建設管理課 主幹の折谷と申します。よろしく申し上げます。

(取組方針の見直し工程(案))

それでは、議事の2「取組方針の見直し工程(案)について」ご説明いたします。

資料はA4横の右上に資料1と書いているものですが、こちらをご覧ください。

また、中央下に資料全体の通しページ番号をつけており、1ページ目になります。

まず、左側の国の動向ですが、皆様ご存じのとおり、昨年6月に改正品確法が公布・施行され、また、9月には国の基本方針の改正が閣議決定されたところです。

こうした国の動きを踏まえ、右側になりますが、道では昨年10月29日に開催した「北海道建設業審議会」において、取組方針の見直しに係る本委員会の設置について提案し、了承されたところです。

その後、左側にありますように、見直しの検討の際に参考となる発注者共通の運用指針が本年1月30日に策定されたことから、委員の皆様のご都合を勘案し日程調整させていただき、本日、第1回目の開催となったところです。

今後につきましては、本日、第1回目では新たな構成案をご提示させていただきますが、次回、第2回目では構成案の柱立てに基づき、取組のポイントを箇条書き等で示した「見直し骨子案」の提示、第3回目では骨子案を基に取組を文章化した「見直し素案」の提示、その後、素案に対する意見の聴取等を行いまして、第4回目には「見直し原案」をご提示させていただきたいと考えており、本年の秋頃を目途に北海道建設業審議会に報告してまいりたいと考えております。

従いまして、現時点では、概ね2ヶ月ごと計4回の委員会の開催を想定しておりますが、今

後、委員の皆様のご都合や議論の状況等を勘案しながら、開催日程・回数等の調整をさせていただきたいと思っております。

見直し工程案については以上です。

石黒委員長

ただ今、事務局から説明のありました【取組方針の見直し工程（案）について】、何か、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

それでは、議事3)の【「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正について】、事務局から説明をお願いします。

事務局（折谷主幹）

（品確法等改正概要）

それでは、議事の3「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の改正概要について」ご説明いたします。

2ページ目の資料2をご覧ください。

ここで、資料の説明の前に このたびの法改正の背景等についてご説明いたします。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、以下「品確法」といいますが、この法律は、公共工事の品質確保に関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成17年4月1日より施行されました。

このたびの法改正の背景としまして、建設業は、社会資本の整備はもとより、東日本大震災に係る復興事業や、近年の異常気象に対応する防災・減災対策、さらには、インフラの老朽化対策や 維持管理等の担い手として、その果たすべき役割はますます増大しているところです。

一方、近年の建設投資の急激な減少や受注競争の激化により、いわゆるダンピング受注等が生じ、そのため、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、さらには、技術・技能が継承されないという深刻な問題が発生しており、このままでは、建設業本来の役割を果たせなくなることが懸念されているところです。

また、公共工事の発注者側においても、発注関係事務に携わる職員が年々減少し、一部の発注者においては、発注関係事務を適切に実施できないのではないかと懸念も生じております。

このような状況を踏まえ、資料2の上段にありますように、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、昨年6月、品確法を中心に、密接に関連する「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、いわゆる「入契法」と「建設業法」をあわせ『担い手3法』と呼んでおりますが、これらが一体として改正されたところです。

品確法の主な改正内容ですが、資料中段の薄いオレンジ色の囲みにありますように、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保やダンピング受注の防止等が基本理念に追加されたほか、予定価格の適正な設定や円滑な設計変更等が発注者の責務に追加され、さらに、工事の性格や地域の実情等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用が追加されたところです。

また、資料の左下、薄い緑色の囲みになりますが、関連して改正されました入契法では、ダンピング対策の強化として入札金額の内訳の提出や、契約の適正な履行の確保として施工体制台帳の作成・提出義務の拡大等が追加され、さらに、資料の右下、薄い水色の囲みになりますが、建設業法では、建設業者、建設業団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務等が追加されたところです。

次に、資料の3ページをご覧ください。こちらは、品確法のもう少し詳しい改正概要でありまして、先ほどの内容と重複しますので、説明は割愛させていただきますが、ここで資料の一番下をご覧ください。

「法改正の理念を現場で実現するために」ということで右側に3つの がありますが、二まる目の「基本方針の改正」と三まる目の「運用指針の策定」について引き続き概要をご説明いたします。

(基本方針の改正概要)

資料の4ページをご覧ください。「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」、以下、基本方針といいますが、これは、品確法に基づき、政府が平成17年に作成しましたが、このたびの改正法に基づき変更し、昨年9月30日に閣議決定されたところです。

この基本方針は、資料上段にありますように、発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手確保のため講ずべき施策を広く規定するものであり、国・地方公共団体等は、基本方針に従って、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。

資料中段の改正のポイントですが、各発注者が取り組むべき事項として、担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定やダンピング受注の防止等発注者の責務に係る事項が追加されたほか、多様な入札契約方式の導入・活用について追加され、また、技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金・安全衛生等の労働環境の改善といった受注者の責務に関する事項等が追加されたところです。

次に資料の5ページをご覧ください。こちらは、基本方針の全体像になります。赤字が今回の主な改正箇所であり、大幅に改正されておりますが、第2の「公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針」を見ますと、1から10の施策の柱で構成されており、その中で、1の「発注関係事務の適切な実施」の内容が大きく追加されたのをはじめ、2の「受注者の責務に関する事項」と4の「多様な入札及び契約の方法」が新たな柱として追加されております。

(運用指針の概要)

続きまして、運用指針の概要についてご説明いたします。

資料の6ページをご覧ください。「発注関係事務の運用に関する指針」、以下、運用指針といいますが、資料上段の「指針の位置付け」にありますように、これは、品確法の基本理念の通り、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切に運用するための発注者共通の指針であります。

内容につきましては、資料中段にありますように(1)の「調査及び設計段階」から(2)の工事発注準備段階、(3)の入札契約段階、(4)の工事施工段階、そして(5)の完成後に至るまでの各段階において発注者が取り組むべき事項を体系的に記載するとともに、その右下の2「発注体制の強化等」にありますように、発注体制の強化や発注者間の連携に係る記載、さらには、次の7ページになりますが、工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について、資料中段にありますように、(1)の契約方式の選択、(2)の競争参加者の設定方法の選択、(3)の落札者の選定方法の選択、(4)の支払い方法の選択、のそれぞれについて考え方等が記載されております。このほか、その下の2.にありますように、担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用例を示す等、自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切に運用できるようまとめられたものであります。

次に、資料の8ページをご覧ください。

こちらは、運用指針の主なポイントを義務的事項と努力事項の観点でまとめたものですが、左側は必ず実施すべきとされている義務的な事項であり、予定価格の適正な設定や歩切りの根絶、ダンピング受注の防止のための低入札価格調査基準の設定等が示されております。

また、右側にありますように、入札契約方式の選択・活用や発注時期の平準化といった事項については、実施に努める事項として示されているところです。

品確法等の改正概要については、以上です。

石黒委員長

ただ今、事務局から説明のありました【「公共工事の品質確保の促進に関する法律」改正等について】何か、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。後ほどでも構いませんので、何か確認したいことがあればご質問していただけたら良いと思います。

それでは、次に議事の4)の【現行の「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」について】事務局から説明をお願いします。

（現行の取組方針の策定経緯）

それでは、議事の4「現行の公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針について」ご説明いたします。

9ページ目の資料3をご覧ください。

現行の道の取組方針は、資料の左側上段にありますように、平成17年4月の品確法の施行及び同年8月の基本方針の閣議決定を受け、資料の右側上段に記しました「法第5条の規定」に基づき策定したものであり、当時も、北海道建設業審議会に専門委員会を設置して、5回にわたり委員の方々のご意見をいただきながら検討を進め、とりまとめたものです。

（現行の取組方針の概要）

次に、資料の10ページをご覧ください。

こちらは、現行の取組方針の概要になりますが、の発注関係事務における取組として、資料の左側に工事に関する発注関係事務の流れを記載しておりますが、まず、入札参加者を選定する過程においては、企業や技術者の評価を反映させることとし、次に、落札者の決定に際しては、価格だけではなく技術的な要素も評価する「総合評価方式」の導入が重要であるとし、次の工事の施工に関しては、適正な施工を確保し、かつ適正な評価を行った上で、その評価結果を入札参加者の選定に適切に反映させていかなければならないとしております。

なお、右側にあります緑枠の1から4をこれらに係る取組の柱としております。

また、資料下段にあります その他の取り組みとして、建設業経営効率化に関する取組を盛り込んだ「技術と経営に優れた企業づくり」や市町村への支援、それと調査・設計における品質確保も重要であることから、これらを取組の柱としていたところです。

なお、ここでは工事とともに調査・設計に係る取組の柱も発注関係事務として緑枠で表示し、建設企業や市町村への支援といった発注関係事務以外の取組の柱をオレンジ枠で表示しております。

（これまでの取組状況）

次に、資料の11ページをご覧ください。

こちらは、現行の取組方針の柱に沿ってこれまで行ってきた主な取組を示したものです。

まず、1の「総合評価方式の活用」では、平成18年度の簡易型総合評価方式の導入以降、実施の拡大に努めてきたほか、評価項目やその運用等について適宜見直す等制度の改正を行ってきたところです。

次に、2の「資格審査等における技術力等の適切な反映」では、入札参加資格審査や入札参加要件において、企業や技術者の技術的・社会的評価を適切に反映させる取組を行ってきたところです。

次に、3の「工事施行成績評価の活用」では、企業や技術者の技術力を判断する重要な指標である施行成績評価結果を総合評価方式や入札参加資格審査等において活用してきたところです。

次に、4の「工事の監督・検査の充実強化」では、監督員や検査員を対象とした専門研修の実施や低価格で落札された工事の品質確保のため重点的な監督業務を実施するといった取組を行ってきたところです。

次に、5の「技術と経営に優れた企業づくりの推進」では、他官庁との協議や用地交渉等発注前の事前準備の状況を総合的に管理する仕組みをつくり、発注後に工事が中断することがないように取り組んできたほか、発注者・施工者・設計者が一堂に会し施工条件等の確認を行う「三者検討会」の実施等、建設業の経営効率化に関する取組を行ってきたところです。

次に、6の「調査・設計における品質確保の推進」では、設計等の成果品のチェック機能の強化として照査要領を作成したほか、一部ですが一般競争入札やプロポーザル方式に取り組んできたところです。

最後の7の「市町村への支援」では、「公共工物品質確保の相談窓口」を設置し市町村からの相談に対応するとともに、市町村の担当職員が参加する会議等を通じて総合評価方式に関する説明を行う等支援を実施してきたところです。

	<p>現行の取組方針については、以上です。</p>
石黒委員長	<p>ただ今、事務局から説明のありました現行の【「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」について】何か、ご質問等はありませんでしょうか。</p>
砂田委員	<p>P11のところですが、市町村への支援というご説明で、「道の技術系研修会」あるいは「道の工事完成検査」への立会等の数値的な資料があれば、次回でも構わないので提示して欲しい。</p>
事務局（折谷主幹）	<p>次回、詳細な実績データをご提示します。 手持ちでは、例えば、総合評価方式に関する説明会の実施は、毎年2～3回市町村の担当者が集まる会議を行っております。また、市町村職員が道の建設工事の完成検査へ臨場していただき、検査のノウハウを見てもらおうといった研修を行っており、今年度は、8工事、延べ36人の参加実績があります。 他の取組もありますので、次回、まとめてご報告させていただきます。</p>
石黒委員長	<p>必要なものがございましたら、次回、資料を用意していただきたいと思います。 他にございますでしょうか。</p>
宮永委員	<p>ダンピング受注の防止という言葉がありましたが、ダンピングで受注した契約実績はあるのでしょうか。最低制限価格以下だと契約出来ないことになっていると思うが、それとの関わりについて教えていただきたい。</p>
事務局（蛭川主幹）	<p>手元に資料はございませんので、確認して次回ご説明します。</p>
石黒委員長	<p>どうもありがとうございました。他にございますか。</p>
篠田委員	<p>P11の6の「調査・設計における品質確保の推進」で、一般競争入札やプロポーザル方式の一部実施というご説明でしたが、どのような業務分野の中で実施されたか教えていただきたい。</p>
事務局（折谷主幹）	<p>プロポーザルにつきましては、航空局の新千歳空港周辺地域航空機騒音影響調査や、LCC航空需要拡大等事業業務委託といった実績があります。また、建築局では、道営住宅基本計画等で実施した実績があります。</p>
石黒委員長	<p>よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。</p>
篠田委員	<p>市町村への支援ということで、開発局と道と市町村とで道路メンテナンスに関する「北海道メンテナンス会議」が実施されており、道が市町村の橋梁点検等を一括して発注し発注者支援的なことをしているということで認識しているが、このようなことが市町村への支援の一環として考えてよろしいか。</p>
事務局（折谷主幹）	<p>我々の内部の効率的な発注もございますが、これから市町村の橋梁点検が増えていくわけですが、市町村支援といった意味でも取組を始めたところであります。</p>
石黒委員長	<p>他にございますでしょうか。 次の議題の中でもあればご質問いただければいいと思います。</p>
	<p>それでは、次に議事の5)の【新たな取組方針の構成(案)について】、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（折谷主幹）	<p>(新たな取組方針の構成(案)：全体) それでは、議事の5「新たな取組方針の構成(案)について」ご説明いたします。</p> <p>12ページ目の資料4をご覧ください。 こちらの資料の左側に記載しているのは、現行の取組方針の目次ですが、上段の青枠で囲んだの目的、の公共工事を取り巻く状況、の品質確保の意義については、その右側にありますように、社会情勢等の変化及び法改正の趣旨を踏まえ修正したいと考えております。</p> <p>次に、中段の赤枠で囲んだの品質確保に向けた取組方針については、その右側にありますように、法改正の趣旨及び基本方針の改正内容等を反映させていきたいと考えております。</p>

下にある水色枠内は、先ほど2ページでご説明しました担い手3法の資料2の中段の薄いオレンジ色の囲みにありましたように、品確法の3つの改正ポイント、中長期的な担い手の確保、発注者の責務である適切な発注関係事務の実施、多様な入札契約方式の導入・活用を記載しておりますが、こういった趣旨を反映していきたいということでもあります。

次に、その下の青枠で囲んだの取組の進め方については、その右側にありますように、基本方針の改正等を踏まえ修正したいと考えております。

また、最後のの参考資料については、最新のものに更新したいと考えております。

(新たな取組方針の構成(案)：取組方針部分)

続きまして、13ページ、A3版の資料をご覧ください。

こちらは、ただ今ご説明しました12ページの赤枠で囲んだ取組方針の部分について、その見直しの構成案をお示ししたものであります。

資料の左側は現行の取組方針の構成であり、先ほどの10ページ・11ページの資料と同様に調査・設計を含む発注関係事務に係る取組を緑枠で、発注関係事務以外の取組をオレンジ枠で表示しております。

また、中央には、このたびの見直し構成案について柱別に示し、その下の黒点線枠内には、右側に示しました基本方針の各柱項目にぶら下がる事項等次回お示しする骨子(案)のキーワードとなるような取組要素を記載しております。

なお、右側の基本方針の青文字はこのたび改正された部分になります。

それではまず、資料中央上段にあります見直し構成案のの1「発注関係事務における取組」に関しまして、1番目の柱として、「発注関係事務の適切な実施」を提案いたします。

これは、基本方針の最初の柱で、このたびの改正で内容が大幅に追加された部分であり、また、先ほどの8ページの運用指針のポイントの左側にありました運用指針において必ず実施すべきとされている「予定価格の適正な設定」や「ダンピング受注の防止」といった事項を含むものであります。

また、現行の取組方針にはなかった部分でもあるため、こちらを新たな柱として、見直し構成の1番目としたいと考えております。

次に、見直し構成(案)の2番目の柱として、「資格審査等における技術力等の適切な反映」を提案いたします。

これは、現行の取組方針の2の表現をそのまま引き継いだ上で、さらに、現行の3の「工事施工成績評定の活用」も企業の技術力を反映するものであることから、これを統合し、また、右側にあります基本方針の3の「技術的能力の審査の実施に関する事項」と5の「中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項」の一部を反映し、見直し構成の2番目の柱としたいと考えております。

次に、見直し構成(案)の3番目の柱として、「多様な入札契約方式の導入・活用」を提案いたします。

これは、右側の基本方針の4の「多様な入札及び契約の方法」を反映するものであり、また、現行の取組方針の1の「総合評価方式の活用」は、入札契約事務における落札者決定方式の一つであり、これに包含されることから、見直し構成の3番目の柱としたいと考えております。

なお、これに関し、時期は明らかにされておませんが、国土交通省がガイドラインを策定するということから、今後示された後には、参考としていきたいと考えております。

次に、見直し構成(案)の4番目の柱として、「工事の監督・検査等の充実強化」を提案いたします。

これは、現行の取組方針の4の表現を引き継いだ上で、右側の基本方針の6の「工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項」を反映するものであり、そこにあります監督・検査以外の「施工状況の確認・評価」という部分を『等』の文字で補い、また、基本方針の7の「発注関係事務の環境整備に関する事項」にも工事成績評定に関する事項が含まれますので、

この一部を反映させ、見直し構成の4番目の柱としたいと考えております。

次に、見直し構成(案)の5番目の柱として、「調査・設計における品質確保の推進」を提案いたします。

これは、現行の取組方針の6をそのまま引き継いだもので、右側の基本方針の8の「調査及び設計の品質確保に関する事項」もそのまま反映するものであることから、見直し構成の5番目の柱としたいと考えております。

の1「発注関係事務における取組」に関しては以上であります。

つづきまして、見直し構成案の の2「その他の取組」、こちらは発注関係事務以外の取組になりますが、見直し構成(案)の6番目の柱として、「担い手の育成・確保の取組」を提案いたします。

これは、建設業の経営効率化の取組を中心とした現行の取組方針の5「技術と経営に優れた企業づくりの推進」をそのまま引き継ぎ中柱のカッコ1とした上で、右側の基本方針の2、こちらは「受注者の責務に関する事項」であります。下請け契約の適正化のための指導や社会保険等への加入の徹底を要請するといった行政としての取組を「労働環境等の改善の推進」として中柱のカッコ2に盛り込み、併せて「担い手の育成・確保の取組」という見直し構成の6番目の柱としたいと考えております。

最後に、見直し構成(案)の7番目の柱として、「市町村への支援」を提案いたします。

これは、現行の取組方針の7をそのまま引き継いだ上で、右側の基本方針の9の「発注関係事務を適切に実施することができる者の活用」を反映し、また、基本方針の7の「発注関係事務の環境整備に関する事項」にも地方公共団体に対する支援に関する事項が含まれますので、この一部を反映し、見直し構成の7番目の柱としたいと考えております。

このように、見直し構成(案)として、現行の取組の柱をそのまま ないし 統合・包含させ、かつ、基本方針を網羅的に反映し、さらに運用指針の義務的事項等を踏まえ検討しご提案させていただきます。

この結果、現行と比較して新しい取組の柱としたものは枠内を薄い黄色で塗った箇所になりますが、先ほど2ページでご説明しました担い手3法の資料2の中段の薄いオレンジ色の囲みにありました品確法の3つの改正ポイントと合致するものであります。

なお、先ほどの議事の2「見直し工程案」でご説明しましたとおり、次回は「見直し骨子案」をお示しする予定であり、構成案の柱はその検討のベースとなりますので、委員の皆様のご審議の程よろしくお願い申し上げます。

新たな取組方針の構成(案)については、以上です。

石黒委員長

ただ今説明の内容が本委員会の趣旨であります。事務局から説明のありました【新たな取組方針の構成(案)について】、何か、ご質問等ございませんでしょうか。

篠田委員

確認させていただきたいのですが、次回出てくる骨子案というのは見直し構成案の項目が印で書かれているが、この項目だけになるのか、それともこれを含めた骨子案になるのかどちらでしょうか。

事務局(折谷主幹)

ここでお示しました各案の柱にぶら下がっている項目は、代表的なものと考えていただけたらと思います。ご存じかもしれませんが、基本方針にも新たなたくさんの施策が盛り込まれており、かつ、運用指針の方にも発注関係事務における各発注者が取り組むべき事項が多数盛り込まれておりますので、代表的なキーワードを表示しているということをご理解いただきたいと思います。

石黒委員長

よろしいでしょうか。他にございますか。

砂田委員

見直し構成案の4の「工事の監督・検査等の充実強化」の下段にある「完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」について、具体的にイメージしているものがあれば

教えていただきたい。

また、もう一点ですが、担い手の育成・確保の取組で、局長の方から担い手の育成・確保が一番重要であるとお話がありましたが、私は業者さんと議論することがあるが、原因の一つとして、担い手の育成どころか人が集まらないという状況が続いており、新聞等のマスコミと議論することがあるが、原因の一つとして、建設業に対する道民（納税者）の理解がまだまだ足りないということを感じる

ここに入れるかどうか委員会が議論となるが、建設産業はいわゆる 3K 職場と言われる業界ですが、3K 職場でもやりがいがある大事な職場であるという PR 的なことを盛り込んでいただきたい。今後、若い方も引き続き仕事をする一つのきっかけとなると考える

石黒委員長

どうもありがとうございます。

今の時点でお答えできる場所がありましたらお願いします。

事務局（折谷主幹）

まず、一点目の 4 の「工事の監督・検査等の充実強化」の下段の「完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」につきましては、国の説明会が開催されたときに、イメージがつかなかったのので、国に質問したのですが、国土交通省の方は、国の方でも具体的にこういったものを対象とするか検討中であるとの回答でありました。また、一定期間後に評価をどういうふう反映させるかということも含めて検討中であるとのこと。説明会で例示されたのが、数年前から国で取り組んでいる「舗装の性能規定型発注」がございまして、仕様を決めるのではなく性能を決めて発注するのがありまして、こちらが該当すると説明がありました。いづれにしても、国の情報を収集しながら検討します。

事務局（鷲頭主幹）

今、お話のありました担い手の育成・確保については、建設業の一番の重要な課題であると受け止めており、詳しいことはご存じないかもしれませんが、「建設産業支援プラン」があり、平成 25 年 3 月に策定しており、その中で冒頭で挨拶があったように、建設業は、社会資本の整備だけでなく地域の経済、雇用を支えていること、災害対応、除雪等色々な意味で地域にとって重要な役割を果たしている。こうした重要な役割を伝えきれていないということを含めて、この支援プランの中でも見直し構成案で 印に書かれていますが、人づくりの強化、経営力の強化といったことが現行の支援プランに盛り込まれているところであり、建設業の役割、お子さんの段階から、あるいは保護者の方から一般的に広く伝えて行かなければならないと考えております。人づくり強化という枠の中で、建設業の役割の発信・PR を取り組んでいきたいと考えているところです。個別のことに関して今日は申しませんけれどもそういう形で考えてございます。

石黒委員長

今の点、よろしいでしょうか。

次回、必要な資料を示していただきたいと思います。

高野委員

今回の品確法の見直しの中での対応で、道で言いますと、総合評価にしても、施行成績評定の活用にしても、先ほど質問が出ていたダンピング対策にしても、それぞれ相応の対策を既に実施をされているということですが、量的な対策が今で十分なのか。現状について分析するような視点があってもいいと思う。今回担い手の育成・確保が重要な眼目の中で、現状の道が行っている対象工事だけで果たして十分なのか。人的の色々な手間暇がかかるという問題の中で全部行うことはベストではないかと思うが、既に取り組まれている対象が、十分なのか分析する必要があると思う。

もう一つは、市町村への支援についてですが、総合評価とか歩切りとか今回の品確法の見直しの中で大きく打ち出しているが、国や都道府県よりも市町村が達していない。工事の規模にもよりますが、例えば、市町村がどれだけ行っているか、ダンピングの実態は難しいかもしれませんが、現状を考えた時に、市町村への支援とは困った時だけの支援なのか、あるいは、指導的な支援を行うのか、ということが重要で、道として担い手の育成・確保を考えた時に、道がまだ対象としていない小さい工事の総合評価とか、あるいは、市町村の工事だとか、総合評価とか、ダンピングとか、それが道の担い手の育成・確保に意味があるのかを見極めた上で、考える必要があると思う。今年の秋までに出すということであれば、現状のデータを眺めている時間はないが、そういう検討がないと見直しをしても社会的背景を変えるだけでは意味がないと思う。

石黒委員長

ありがとうございます。提言的なことでありますが、それを踏まえて検討していくことになると思うが、今の時点で何かありますか。

事務局（折谷主幹）

ありがとうございます。

総合評価については、基本的には一定規模以上の工事を行いましょうということで取り組んでいます。発注機関として10箇所の建設管理部がありまして、それぞれ一定規模以上の工事の目安に関わらず、それ以下の1千万円以下の小さい工事でも必要に応じて取り組みを拡大している。今回の見直し方針の検討を踏まえながら、今後平成28年度に向けて総合評価のガイドライン等について、あためて検討していくことを考えております。委員からいただきました意見を参考に反映していきたいと考えております。

また、市町村への支援については、我々は強制力的なものはありませんが、実務におけるテクニカルな部分においても、ノウハウを享受するとか、若しくは相談に幅広く対応するとか、助言的なことが中心になると思うが、国や道以外で発注関係事務を担うことが出来る団体がありますので、我々の方で助言をしていくとか、そういうやり方もあると思う。

いずれにしても、今まで会議とかでご説明はしておりますが、全ての市町村とお話をする機会がなかなかありませんが、今後建設管理部単位とか、きめ細かい単位で発注関係事務を諮る機関にご説明できる機会を作ればよいかと思う。

事務局（田中課長）

一点補足させていただきます。

市町村への支援については、品確法の運用指針等について、3月中に国と一緒に道内全市町村にご説明しているところであります。我々から品確法の改正について説明した後に、多分市町村の方で、どういうふうに取り組むのかという疑問なり課題等が残っていくのかと思うので、フォローしていくつもりであります。市町村に対しては、委員がおっしゃった通りに、市町村がいかに取り組みに入っていくかが重要なキーポイントとなると考えておりますので、今検討している取組方針を市町村の方々から参照していただいて、各市町村の取組としていただけるように、成案となった後に市町村に対しても、北海道はこの取組で進みますとアナウンスしてまいりたいと考えております。

高野委員

小さな工事でも全部総合評価を行うという話は当然であって、今回の見直しだと指名競争の復活ともとれる表現の部分が結構ある。規模によっては指名競争の方がいいものもたくさんあるというふう考えた上では、そのへんを考える必要があると思う。

石黒委員長

どうもありがとうございました。

提言を踏まえて、この見直し案を検討していくことになりまして、また、それ以外の取組にとっても検討してみたいと思いますが、他にございますでしょうか。

川島委員

今回の品確法の見直しの最大のポイントは、施工者側から見ると、発注関係事務の運用に関する指針というものだと思う。ここに全てが言い尽くされていると思う。見直し構成案は、
- の「発注関係事務における取組」に現れてくると思うが、ポイントのキーワードを並べているということであるが、弱いのではないかと思う。これを出すと、発注業務に携わる監督さん、設計する監督さん、という方たちにも一定のバイブルとなると思うが、予定価格の適正な設定というのは、今までも当然言われているのであって、そうではなくて、適正な利潤の確保をするという枕詞が抜けていると意味が無い。そういうところが丸め過ぎて、今までとは何も変わっていないというふうに使われます。今回の狙いは、こういう適正な利潤を確保するためには、予定価格を適正にするということで、その狙いの言葉を外さないでそのまま入れて欲しい。项目的には、抽象化しているのかもしれませんが、運用に関する指針については、調査段階、発注準備段階、入札段階、工事施工段階、完成後ということで細かく分かれていますよね。まさに監督さんは、これを見るとすごくわかりやすいと思う。ピンとくると思う。施工者もそうです。こういう分け方をすると、業務を行う上で非常にわかりやすい。今どの段階の作業を行っているのか。ところが、今回の見直し構成案では、そこがあっちこっちに飛んでおり、切り口が分散していると思う。もう少し発注関係の運用に関する指針に則ったストーリーがあった方が監督さんはピンと来ると思う。例えば、発注や施工事務の平準化があって、努力目標となりますが、この中に債務負担行為の積極的な活用とか、余裕工期の設定とか、今までの言われているのですが、担い手の確保のためには週休2日制を確保するためには工期が必要とか、あるいは、4月～6月の工事の端境期の時に施工するには、債務負担行為や明許繰越とかで4月～6月に工事出来る工期設定というのが、施工者側からすれば一番のポイントである。ここが、発注や施工時期の平準化だったのが、今までも言われてきていることでピンと来ない。我々としては、品確法の運用指針が出たときに、まさに今まで要望してきたことを具体的に体系的に記載されていると思う。そういう意味でいったい何を考えて何が問題なのか、この中に殆ど網羅されているので、そのためには、文言を省かないで、特に運用指針については、なるべく細かく具体的に中に織り込んでいただきたい。我々からすれば他の所はたいして問題ではない。特に、発注関係における事務の適正な利潤が出るための予定価格だったりとか、設計変更をき

ちっとやるとか、手戻りを出さないとかですね。施工者側からするとその意がいろいろ散りばめているので、なるべく具体的に監督さんのパイプとなるような形で書き込んで欲しい。

石黒委員長

ありがとうございました。
今の点で何かございますでしょうか。

事務局（田中課長）

ただ今いただきましたご意見、ごもっともなお話でございます。今回出た運用指針の趣旨が誤解を招かないように表現をするということ、次回ご提示するときには気をつけて行ってきたい。発注事務の段階において、運用指針の中でも示しておりますので、そういう見方も出来るように工夫して次回の提案に反映していきたいと思う。

篠田委員

今回国交省で作られた資料のP5の「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」についての「第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項」の中で「適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理」があり、維持管理に関わる項目が書かれておりまして、維持管理の持つという意味は、2つあると感じております。一つは、調査や点検での初期段階での維持管理と、もう一つは、除雪を含めた道路パトロール等の地域における社会資本の維持管理で、同じ維持管理といっても内容の異なるものがある中で、国交省の資料もそうなのですが、ひとくくりにして維持管理という形で扱われている。ここについては、やる内容ですとか、求められる仕組みとか異なってくると思いますので、実際に行う時には、明確にした方がいいと思う。具体的には、見直し構成案の「5 調査・設計における品質確保の推進」の中に維持管理があるとすれば、有資格者とか民間資格の活用とかのキーワードとしてあるかと思えますし、点検方法とか道路法の改正によって変わってきていることもありますので、この扱いをよりわかりやすくした方がいいと思う。

次に担い手の育成というのは、我々コンサルタント業界におきましても共通の問題と認識している。コンサルタント業界に入ってきた若者が、数年後に辞めて地方の市役所に転職したり、別の業界に転職したりすることがあり、非常に大きな課題であることから、委員会を通じて皆様と意見を交わしたいと思う。

また業務における発注方式は大きなテーマであり、具体的には、国交省のガイドラインでは業務内容に応じた発注方式が提示されておりますが、開発局においてはそのまま全てを採用するには色々な課題があるのが現状です。ガイドラインで示される技術力による競争において道内のコンサル企業がどういう形で広域コンサルタントと競争していくか、という現実的な課題があり、それに対応するような発注方式を開発局でも行っているところです。今回の北海道の取り組み方針の中でもどこまで書き込むのは別にして、そのような課題を意識したものも必要だと思う。

石黒委員長

どうもありがとうございました。
今の点で何かございますか。

事務局（折谷主幹）

まず、一点目の維持管理に関わる表現であります。委員のおっしゃる通り、私の説明も一緒くたで説明しておりましたので、今後、ご提示していく時点で、維持管理の中でも調査あるいは点検の観点と、実際にパトロール、除雪、草刈り等を含めた工事実施での維持管理といったものを分けた上で、それぞれの適切な場所に表記していくよう検討します。

また、調査・設計における入札方式、契約方式につきましては、一部では行ってきましたが、総合評価も含めて、今後、制度の検討をしていきたいと思えます。説明の中でも申し上げましたが、国の方でガイドラインを作っており、それも踏まえながら検討をして参りたいと思えます。

石黒委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。
他にございますでしょうか。

川島委員

町村への支援についてですが、参考資料4を見ているのですが、運用指針の文言がそのまま書かれていますが、P12の「2. 発注体制の強化等」の「(1)発注体制の整備等」に2つ書かれているのですが、「外部からの支援体制の活用」というのが書かれているが、私は上川管内ですが、管内の町村は、土木の技術者はいるが建築の技術者はいないとか、いても数人だったりとか、極端な場合は、事務職員しかいないといった町村がある。そうすると、国や道が指導、支援してもほとんど機能しない。外部からの支援体制の活用の文言をみると、「国や都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援する」となっている。例えば、建設技術セ

ンターがあるが、上川管内では、建設技術センターを活用しながら発注業務を円滑に実施している町村がある。小さな町村では、これから技術者をかかえることができないと思う。そうすると、国や道からの支援を受けるのではなくて、外部機関に委託等して活用しながら適正な発注業務を行っていくことをPRしていく必要があると思う。

石黒委員長
事務局（田中課長）

どうも貴重なご指摘ありがとうございます。今の点について、何かございますか。
今のご指摘のように、「7市町村の支援」の中には、建設技術センターで支援しているものも
ございますので、そういった取組も盛り込みながら次回の開催に向けて検討していきます。

石黒委員長

ありがとうございます。
その他ございますでしょうか。

川島委員

1回目の建設業審議会の時にもお話しましたが、支援プランと新しい品確法あるいは担い手3法が出ることによって支援プランの中身も変わるところがあると思う。特に、発注者責任の部分というのが支援プランでも弱いんですね。支援プランを今さら修正できるのかわかりませんが、例えば、今回の運用の附則で支援プランの中にこんなことを追加するとか、そうでないと支援プランは、絵に描いた餅でこのまま何年も走っていく形になるのではないかと思う。ここの整合を取ることを一つ考える必要がある。

石黒委員長

ありがとうございます。
支援プランに何かございますか。

事務局（鷲頭主幹）

今、ご指摘ございましたけれども、支援プランは、経営の強化とか人づくりの強化とか色々ございまして、6つほどの施策があり、その他に発注者の取組ということで取組をさせていただいております。

支援プランにつきましては、H25～H29の5ヶ年ということで策定をしております、プランの推進にあたって、毎年度、社会的な要請等を踏まえて、私どもの方で推進事業をとりまとめ、推進会議を行っているということでございまして、この専門委員会でも委員の皆様から色々ご意見を頂戴するかと思いますが、そういったことを踏まえまして、建設業の担い手の確保等に今後取り組んでいきたい。

支援プランの見直しに関しては、この専門委員会でご指摘、ご意見をいただいた中で、例えば、今の支援プランで足りないものとかを含めて検討させていただきたいと思っております。まずは、この専門員会で色々ご意見を頂戴して、それを踏まえて今後検討していきたい。

石黒委員長

よろしいですか。
他にございますでしょうか。
今後、骨子案について議論し、その上で、見直し案を作るということですが、骨子案のところ
で議論できるかと思いますが、骨子案を作る段階でいただけると色々修正ができると思う。
それでは、次に議事の6)の【平成27年度からの取組について】、事務局から説明をお願いします。

事務局（折谷主幹）

（平成27年度からの取組）
それでは、議事の6「平成27年度からの取組について」ご説明いたします。

14ページ目の資料5をご覧ください。

こちらは、このたびの法改正等の趣旨を踏まえ、道として可能なものは平成27年度から速やかに取り組むといった観点から、これまで取り組んできたものの拡充や、運用の改正等について、該当する基本方針の柱に沿って表示したものです。

先ず、1の「発注関係事務の適切な実施」に該当する取組として、すべての入札において内訳書の提出を求め、談合等の不正行為やダンピングの防止を図ってまいります。

次に、3の「技術的能力の審査の実施に関する事項」に該当する取組として、競争入札参加資格審査の審査項目の改正点及び総合評価方式における技術評価項目の運用に係る改正点についてご説明いたしますが、基本方針の当該項目の本文では、「将来の公共工事の品質確保のためには、競争参加者が中長期的な技術的能力を確保していることが必要であり、そのためには、若年技術者や技能労働者等の育成・確保の取組状況等に関する事項について、入札契約手続きの各段階において、地域の実情等に応じ審査又は評価するよう努めるものとする。」としていることから、3の「技術的能力の審査の実施に関する事項」に該当する取組として、表示

しております。

まず、競争入札参加資格審査に関しまして、企業による担い手の育成・確保の取り組みを適切に評価するため、35歳未満の若年者を雇用した企業を加点するほか、担い手の育成・確保のためには就労環境の改善が必要であることから、育児・介護休業法への取り組みとして道が進める「あったかファミリー」制度の登録者を加点することといたしました。

さらに、社会保険等に加入していない建設業者を公共工事の元請業者から排除し、労働環境の改善を図ってまいります。

また、簡易型総合評価方式においては、過去5年間に職員を採用した企業を加点評価する「新規の雇用」の項目について、2億5千万円未満の工事では必ず評価項目とするよう改正したほか、建設業法で配置義務のある技術者に加えて40歳以下の若年技術者を追加配置した場合に加点評価する「技術者の追加配置」の項目について、必ず評価項目とする等の改正を行い、適用してまいります。

次に、6の「工事の監督・検査及び施行状況の確認・評価に関する事項」に該当する取組として、元請け下請けを含めた全体の施工体制を把握するため、施工体制台帳の提出について、これまでの2百万円以上の全ての工事に加え、2百万円未満であっても下請契約を行う工事は施工体制台帳の提出を求めることといたしました。

また、工事が円滑に実施されるよう、受注者からの協議等を受けた場合に発注者が速やかに回答する「ワンデーレスポンス」の取組を比較的規模の大きい工事を対象に試行してまいります。

次に、7の「発注関係事務の環境整備に関する事項」に該当する取組として、道の積算システムについて、国の最新の積算体系に準拠したパッケージソフトを導入しシステムの標準化を進めるとともに、システムを現在のクライアントサーバー方式からweb方式へ更新することにより、市町村が負担する経費の低減を図り、市町村との共有化及び相互利用を促進いたします。

平成27年度からの取組については、以上です。

石黒委員長

ご質問、何かありますか。

それでは、次に議事の7)の「その他」に入りますが、事務局の方で何かございますか。

事務局(折谷主幹)

(その他：次回の開催予定)

それでは、議事の7「その他」といたしまして、次回の開催予定についてご説明いたします。

先ほどの議事の2、資料の1ページでご説明したとおり、次回は見直し骨子案についてご提示したいと考えておまして、5月中旬から下旬あたりで、委員の皆様のご都合をお伺いしながら日程調整をさせていただきたいと思っております。

後日、事務局の担当者からメール等によりご連絡申し上げますので、お忙しい時期とは存じますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

石黒委員長

以上で、議事は全て終了しました。

全体を通して、意見等はございませんでしょうか。

宮永委員

このとりまとめは、平成19年のこういう形式になるということか。

事務局(折谷主幹)

ご説明が足りなく失礼いたしました。

参考資料1にあるのが、現行の取組方針で、内容については、先ほど概要でご説明しましたが、イメージとしては、基本的にこの形式をベースに考えておりますが、皆さんご存じのとおり、この度、新たな発注事務に関する取組方針ができましたので具体的な表現を増えて来るのではないかと思います。構成は、今日ご審議いただきました柱の構成が基本にあり、そこにぶら下がる文言がボリュームアップしていくと考えております。そこに入ってくる色々なキーワードが、運用指針等を参考にしながら検討していきたいと思っております。

- 篠田委員 単純な質問ですが、国交省の資料の P5 で基本的な指針が 1～10 ありまして、「10 施策の進め方」があるのですが、今回の見直し構成案の中では含まれていない。H19 の取組方針ですと施策の進め方はありますが、なぜ、「10 施策の進め方」がなくなったのですか。
- 事務局（折谷主幹） 国の基本方針は並列して 1 から 10 までありますが、P12 の資料 4 をご覧いただきたいのですが、左側の目次の のところに取組の進め方がありまして、柱構成は変えずに、引き続き項目を残して新たな視点を踏まえて修正していきたいと思います。主な取組方針としては、国の 9 つの柱（道は 7 つの柱ですけど）を新たに構成して、「10 施策の進め方」のところは、そのまま引き続き取組の進め方として残すという意味で、A3 の資料の方には入れておりませんでした。説明が足りなくて申し訳ありません。
- 篠田委員 国の基本方針の取組は 1～9 ということですね。
- 事務局（折谷主幹） 取組の我々の進め方も国の資料が今回修正されていますので、これも踏まえて新たに見直して行きたいと思います。
- 石黒委員長 これをもちまして、北海道建設業審議会建設業の振興に関する専門委員会を閉会します。議事進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。